**平成２２年（フ）第１９４９号**
京都市下京区黒門通仏光寺下る今大黒町200番地
破産者　神部　雅子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０号**
和歌山県岩出市金屋82番地の29
破産者　サウンドカフェ木いちごこと　田中美代喜
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第４０号**
和歌山県岩出市山747番地の11
破産者　三宅　道子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５１号**
和歌山県紀の川市重行337番地　富松伸六方、住民票上の住所和歌山県有田市千田1238番地
破産者　上野山加代子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５８号**
和歌山県海南市日方1515番地14
破産者　磯田壽美子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第８２号**
和歌山県岩出市荊本115番地の18
破産者　赤松フミヱ
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第２３３号**
香川県仲多度郡多度津町大字西白方424番地１
破産者　武田　昭良
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第７４号**
愛媛県喜多郡内子町内子3170番地
破産者　竹﨑　敬介
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

**平成２１年（フ）第１１７号**
長崎県島原市新山１丁目8611番地２　古瀬アパート南２号、開始決定時の住所長崎県島原市中原町乙1824番地２
破産者　三浦　武弘
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第１３５号**
長崎県雲仙市吾妻町牛口名737番地39
破産者　髙木　末人
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第４号**
熊本県山鹿市山鹿１番地広町ビル503
破産者　荒木　正利
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２３年（フ）第５号**
熊本県山鹿市山鹿１番地広町ビル503
破産者　荒木　恵子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２２年（フ）第２８３号**
宮崎県児湯郡新富町大字三納代2293番地、開始決定時の住所宮崎県児湯郡新富町大字伊倉275番地１
破産者　日髙　喜秋
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１８０５号**
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目５番10号、旧住所埼玉県川口市前上町27番21―112号　コスモ川口グランステージ
破産者　片桐　祥一
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２９７号**
北海道石狩市花川北６条５丁目161番地１、破産開始決定時の住所札幌市東区北49条東４丁目１番１号
破産者　長崎スミ江
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８６２号**
札幌市手稲区稲穂２条６丁目12番３号　稲穂２・６マンションⅡ―102号
破産者　滝本　明寿
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１４２号**
岩手県一関市台町16番１号　市営宮沢アパート124
破産者　鈴木　啓喜
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２２年（フ）第３１号**
千葉市若葉区高品町198番地20、開始決定時の住所山形県東村山郡山辺町大字山辺658番地１
破産者　高橋角之助
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部